

松下幸之助記念志財団 研究助成

研究報告

(MS Word)

【氏名】

山内 智瑛

【所属】(助成決定時)

一橋大学大学院社会学研究科 博士後期課程

【研究題目】

グローバリゼーション下におけるナイトライフの再編——取締りの対象から経済的資源へ

【研究の目的】(400字程度)

本研究の目的は、従来取締りの対象であった「ナイトライフ (nightlife)」が、なぜ都市経済成長のための資源として認識されるようになったのかを風営法改正運動の展開過程から明らかにすることである。

20世紀後半以降、イギリス等の欧米圏や東南アジアではクラブ、ライブハウス、バー等のナイトライフを都市経済成長のための「夜間経済 (night-time economy)」として利用する動きが見られている。日本では長らく取締りの対象であったが、2010年代の風営法改正運動を通じてインバウンド観光のための経済的資源として認識されるようになった。そこで、本研究は風営法改正運動の展開過程を分析することで、国家とナイトライフの双方がいかにして「ナイトライフ＝経済的資源」という認識を共有するようになったのかを明らかにした。

【研究の内容・方法】(800字程度)

風営法改正運動に関する既存研究は、当運動を市民立法の過程として、あるいは「クールジャパン」や2020東京オリンピックといった国家戦略の一部として位置づけていた。しかし、これらの先行研究は国家／ナイトライフという二項対立を前提とした上で一方が他方に影響を及ぼすという図式に陥っており、両者双方の動きを対称的に描くことに失敗していた。当運動は風営法の「ダンス」項目(運動終盤では「照度」項目)削除をめぐる、国家とナイトライフの双方が互いに影響を与えながら同時に変化した過程である。そこで、本研究はB・ラトゥールらが提唱した「アクターネットワーク論」を援用し、風営法改正運動を「ダンス」(および「照度」)を起点に、国家とナイトライフがあらゆる人間／非人間アクターを巻き込みながら共に変容した過程と捉え直した。そして、①いかにして風営法において「ダンス」が問題化したのか、②「ダンス」と風営法の結びつきを切り離すためにどのような実践が行われたか、③「ダンス」に替わる新たな規制枠組みとなった「照度」をめぐる、いかなる人間／非人間アクターの連関が生じたのかという三つの観点から記述することで、国家とナイトライフの変容を同時に捉えようとした。

調査方法としては、運動に関わった主体のSNS (Facebook、Twitter) やブログ、webサイトを中心に当事者が執筆した文献、新聞・インターネットメディアの記事、行政資料を用いた分析を行った。SNS等のweb資料を中心にした理由は、風営法改正運動がSNSや各種メディアを積極的に利用して展開されたものであり、かつ進行中の運動を読み取るのに適していたためである。併せて、資料の少なかったクラブ事業者にはインタビュー調査を実施し、資料分析で得られたデータを捕捉する形で用いた。

【結論・考察】(400字程度)

2010年以降のクラブ一斉摘発を機に、クラブユーザーらは風営法—「ダンス」—事業者という連関を発見し、JDSFやダンス議連等を巻き込みながらLet's DANCE署名推進委員会を立ち上げた(①)。しかしLet's DANCEの請願署名は失敗に終わり、クラブユーザーらはネットワークの再構築を迫られる。規制改革会議への交渉・クラブ業界の健全化・大阪北区のクラブ「NOON」をめぐる裁判の結果、クラブユーザー

らには様々な人間／非人間アクターが結び付き、「ダンス」の取り込みに成功した(②)。窮地に立たされた警察は新たなアクターである「照度」を発見し、それを規制枠組みとした改正案を作成した。だが、その案はクラブ業界の実情を踏まえたものではなかった。この状況を打破すべく、クラブユーザーらは官邸の巻き込みや「照度」再現実験を実施し、風営法—「照度」—事業者の連関を不安定にする。これを受けて警察は妥協案を提示することで連関を安定させ、その後改正風営法案が可決・成立した。この改正を機に、ナイトライフは「特定遊興飲食店営業」として終夜営業可能となり、このことは夜間経済政策の導入を進める契機となった(③)。以上の結果は、「新自由主義」の拡散として「ブラックボックス化」されていた夜間経済政策のグローバルな展開過程の一端を明らかにした点で意義がある。